

告 示

埼玉県告示第六百六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和五年五月十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス嵐山店

埼玉県比企郡嵐山町大字菅谷字東側百三十六番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に基づき、「騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項」として、①騒音の発生に係る事項、②廃棄物に係る事項等について、配慮を行うこと。

また、廃棄物の処理については、町が指定する分別方法により分別し、町の許可を受けた廃棄物処理業許可事業者に委託すること。

(2) 「嵐山町緑を豊かにする条例」に基づき、民間施設（敷地面積が千㎡以上で事業に供する事務所又は事業所）を自ら設置する又は管理する事業者は、同条例施行規則で定める基準により緑化に努めることとされて、町として、開発行為を行う事業者に対し、緑化推進のため必要があると認めるときは、事業者と緑化協定の締結に努めなければならないと規定されているので、その点をご検討頂きたい。

(3) 夜間照明等については、「光害対策ガイドライン（環境省、令和三年三月改定）」に沿った対策を講じること。

(4) 店舗前道路は通学路となっているため、工事中及び開店後において交通安全の確保を徹底して頂きたい。

二 縦覧期間

令和五年五月十九日から令和五年六月十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所